

特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p>		<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p>	
無線設備の種別	表	無線設備の種別	表
一～二十八（略）	（略）	（同上）	（同上）
二十九 証明規則第二条第一項第十号に掲げる無線設備	別表第八十五	二十九 証明規則第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備	別表第二十五 別表第七十九
		三十 証明規則第二条第一項第十号の三に掲げる無線設備	別表第二十六
		三十一 証明規則第二条第一項第十一号に掲げる無線設備	別表第二十七 別表第七十九
		三十二 証明規則第二条第一項第十一号の二に掲げる無線設備	別表第二十八
		三十三 証明規則第二条第一項第十一号の二の二に掲げる無線設備	別表第二十八
三十 証明規則第二条第一項第十一号の三に掲げる無線設備	別表第二十九 別表第七十九	三十四 証明規則第二条第一項第十一号の三に掲げる無線設備	別表第二十九 別表第七十九
三十一 証明規則第二条第一項第十一号の四に掲げる無線設備	別表第三十 別表第七十九	三十五 証明規則第二条第一項第十一号の四に掲げる無線設備	別表第三十 別表第七十九

三十二 証明規則第二条第一項第十一号の五に掲げる無線設備	別表第三十一
三十三 証明規則第二条第一項第十一号の六に掲げる無線設備	別表第三十二
三十四 証明規則第二条第一項第十一号の六の二に掲げる無線設備	別表第三十一
三十五 証明規則第二条第一項第十一号の六の三に掲げる無線設備	別表第三十二
三十六 証明規則第二条第一項第十一号の六の四に掲げる無線設備	別表第三十一
三十七 証明規則第二条第一項第十一号の七に掲げる無線設備	別表第二十九 別表第七十九
三十八 証明規則第二条第一項第十一号の八に掲げる無線設備	別表第三十 別表第七十九
三十九 証明規則第二条第一項第十一号の九に掲げる無線設備	別表第三十一
四十 証明規則第二条第一項第十一号の十に掲げる無線設備	別表第三十二
四十一 証明規則第二条第一項第十一号の十の二に掲げる無線設備	別表第三十一
四十二 証明規則第二条第一項第十一号の十の三に掲げる無線設備	別表第三十二
四十三 証明規則第二条第一項第十一号の十の四に掲げる無線設備	別表第三十一
四十四 証明規則第二条第一項第十一号の十一に掲げる無線設備	別表第三十三 別表第七十九
四十五 証明規則第二条第一項第十一号の十三に掲げる無線設備	別表第三十四
四十六 証明規則第二条第一項第十一号の十九に掲げる無線設備	別表第八十六 別表第七十九

三十六 証明規則第二条第一項第十一号の五に掲げる無線設備	別表第三十一
三十七 証明規則第二条第一項第十一号の六に掲げる無線設備	別表第三十二
三十八 証明規則第二条第一項第十一号の六の二に掲げる無線設備	別表第三十一
三十九 証明規則第二条第一項第十一号の六の三に掲げる無線設備	別表第三十二
四十 証明規則第二条第一項第十一号の七に掲げる無線設備	別表第二十九 別表第七十九
四十一 証明規則第二条第一項第十一号の八に掲げる無線設備	別表第三十 別表第七十九
四十二 証明規則第二条第一項第十一号の九に掲げる無線設備	別表第三十一
四十三 証明規則第二条第一項第十一号の十に掲げる無線設備	別表第三十二
四十四 証明規則第二条第一項第十一号の十の二に掲げる無線設備	別表第三十一
四十五 証明規則第二条第一項第十一号の十の三に掲げる無線設備	別表第三十二
四十六 証明規則第二条第一項第十一号の十一に掲げる無線設備	別表第三十三 別表第七十九
四十七 証明規則第二条第一項第十一号の十三に掲げる無線設備	別表第三十四

四十七 証明規則第二条第一項第十一号の二十に掲げる無線設備	別表第八十七		
四十八 証明規則第二条第一項第十一号の二十の二に掲げる無線設備	別表第八十七		
四十九 証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備	別表第八十七		
五十 証明規則第二条第一項第十二号に掲げる無線設備	別表第三十五	四十八 証明規則第二条第一項第十二号に掲げる無線設備	別表第三十五
五十一 証明規則第二条第一項第十三号に掲げる無線設備	別表第三十六	四十九 証明規則第二条第一項第十三号に掲げる無線設備	別表第三十六
五十二 証明規則第二条第一項第十四号に掲げる無線設備	別表第三十七	五十 証明規則第二条第一項第十四号に掲げる無線設備	別表第三十七
五十三 証明規則第二条第一項第十四号の二に掲げる無線設備	別表第三十八	五十一 証明規則第二条第一項第十四号の二に掲げる無線設備	別表第三十八
五十四 証明規則第二条第一項第十五号に掲げる無線設備	別表第三十九	五十二 証明規則第二条第一項第十五号に掲げる無線設備	別表第三十九
五十五 証明規則第二条第一項第十五号の二に掲げる無線設備	別表第三十九	五十三 証明規則第二条第一項第十五号の二に掲げる無線設備	別表第三十九
五十六 証明規則第二条第一項第十五号の三に掲げる無線設備	別表第三十九	五十四 証明規則第二条第一項第十五号の三に掲げる無線設備	別表第三十九
五十七 証明規則第二条第一項第十六号に掲げる無線設備	別表第四十	五十五 証明規則第二条第一項第十六号に掲げる無線設備	別表第四十
五十八 証明規則第二条第一項第十七号に掲げる無線設備	別表第四十一	五十六 証明規則第二条第一項第十七号に掲げる無線設備	別表第四十一
五十九 証明規則第二条第一項第十八号に掲げる無線設備	別表第四十二	五十七 証明規則第二条第一項第十八号に掲げる無線設備	別表第四十二
六十 証明規則第二条第一項第十九号に掲げる無線設備	別表第四十三	五十八 証明規則第二条第一項第十九号に掲げる無線設備	別表第四十三
六十一 証明規則第二条第一項第十九号の二に掲げる無線設備	別表第四十四	五十九 証明規則第二条第一項第十九号の二に掲げる無線設備	別表第四十四

六十二 証明規則第二条第一項第十九号の二の二に掲げる無線設備	別表第四十三
六十三 証明規則第二条第一項第十九号の二の三に掲げる無線設備	別表第四十四
六十四 証明規則第二条第一項第十九号の三に掲げる無線設備	別表第四十五
六十五 証明規則第二条第一項第十九号の三の二に掲げる無線設備	別表第四十五
六十六 証明規則第二条第一項第十九号の四に掲げる無線設備	別表第四十六
六十七 証明規則第二条第一項第十九号の五に掲げる無線設備	別表第四十七
六十八 証明規則第二条第一項第十九号の六に掲げる無線設備	別表第四十七
六十九 証明規則第二条第一項第十九号の七に掲げる無線設備	別表第四十七
七十 証明規則第二条第一項第十九号の八に掲げる無線設備	別表第四十七
七十一 証明規則第二条第一項第十九号の九に掲げる無線設備	別表第四十七
七十二 証明規則第二条第一項第十九号の十に掲げる無線設備	別表第四十七
七十三 証明規則第二条第一項第十九号の十一に掲げる無線設備	別表第四十七
七十四 証明規則第二条第一項第二十号の二に掲げる無線設備	別表第四十九
七十五 証明規則第二条第一項第二十一号に掲げる無線設備	別表第五十

六十 証明規則第二条第一項第十九号の二の二に掲げる無線設備	別表第四十三
六十一 証明規則第二条第一項第十九号の二の三に掲げる無線設備	別表第四十四
六十二 証明規則第二条第一項第十九号の三に掲げる無線設備	別表第四十五
六十三 証明規則第二条第一項第十九号の三の二に掲げる無線設備	別表第四十五
六十四 証明規則第二条第一項第十九号の四に掲げる無線設備	別表第四十六
六十五 証明規則第二条第一項第十九号の五に掲げる無線設備	別表第四十七
六十六 証明規則第二条第一項第十九号の六に掲げる無線設備	別表第四十七
六十七 証明規則第二条第一項第十九号の七に掲げる無線設備	別表第四十七
六十八 証明規則第二条第一項第十九号の八に掲げる無線設備	別表第四十七
六十九 証明規則第二条第一項第十九号の九に掲げる無線設備	別表第四十七
七十 証明規則第二条第一項第十九号の十に掲げる無線設備	別表第四十七
七十一 証明規則第二条第一項第十九号の十一に掲げる無線設備	別表第四十七
七十二 削除	削除
七十三 証明規則第二条第一項第二十号の二に掲げる無線設備	別表第四十九
七十四 証明規則第二条第一項第二十一号に掲げる無線設備	別表第五十

七十六 証明規則第二条第一項第二十一号の二に掲げる無線設備	別表第八十一
七十七 証明規則第二条第一項第二十一号の三に掲げる無線設備	別表第八十二
七十八 証明規則第二条第一項第二十二号に掲げる無線設備	別表第五十
七十九 証明規則第二条第一項第二十三号に掲げる無線設備	別表第五十
八十 証明規則第二条第一項第二十三号の二に掲げる無線設備	別表第五十
八十一 証明規則第二条第一項第二十三号の三に掲げる無線設備	別表第五十
八十二 証明規則第二条第一項第二十四号に掲げる無線設備	別表第五十一
八十三 証明規則第二条第一項第二十五号に掲げる無線設備	別表第五十二
八十四 証明規則第二条第一項第二十五号の二に掲げる無線設備	別表第五十二
八十五 証明規則第二条第一項第二十五号の三に掲げる無線設備	別表第五十二
八十六 証明規則第二条第一項第二十五号の四に掲げる無線設備	別表第五十三
八十七 証明規則第二条第一項第二十五号の五に掲げる無線設備	別表第五十三
八十八 証明規則第二条第一項第二十五号の六に掲げる無線設備	別表第五十三
八十九 証明規則第二条第一項第二十六号に掲げる無線設備	別表第五十四
九十 証明規則第二条第一項第二十七号に掲げる無線設備	別表第五十五

七十五 証明規則第二条第一項第二十一号の二に掲げる無線設備	別表第八十一
七十六 証明規則第二条第一項第二十一号の三に掲げる無線設備	別表第八十二
七十七 証明規則第二条第一項第二十二号に掲げる無線設備	別表第五十
七十八 証明規則第二条第一項第二十三号に掲げる無線設備	別表第五十
七十九 証明規則第二条第一項第二十三号の二に掲げる無線設備	別表第五十
八十 証明規則第二条第一項第二十三号の三に掲げる無線設備	別表第五十
八十一 証明規則第二条第一項第二十四号に掲げる無線設備	別表第五十一
八十二 証明規則第二条第一項第二十五号に掲げる無線設備	別表第五十二
八十三 証明規則第二条第一項第二十五号の二に掲げる無線設備	別表第五十二
八十四 証明規則第二条第一項第二十五号の三に掲げる無線設備	別表第五十二
八十五 証明規則第二条第一項第二十五号の四に掲げる無線設備	別表第五十三
八十六 証明規則第二条第一項第二十五号の五に掲げる無線設備	別表第五十三
八十七 証明規則第二条第一項第二十五号の六に掲げる無線設備	別表第五十三
八十八 証明規則第二条第一項第二十六号に掲げる無線設備	別表第五十四
八十九 証明規則第二条第一項第二十七号に掲げる無線設備	別表第五十五

九十一 証明規則第二条第一項第二十八号に掲げる無線設備	別表第五十六
九十二 証明規則第二条第一項第二十八号の二に掲げる無線設備	別表第五十七 別表第七十九
九十三 証明規則第二条第一項第二十八号の三に掲げる無線設備	別表第五十八
九十四 証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備	別表第五十九
九十五 証明規則第二条第一項第三十号に掲げる無線設備	別表第六十
九十六 証明規則第二条第一項第三十号の二に掲げる無線設備	別表第六十一
九十七 証明規則第二条第一項第三十一号に掲げる無線設備	別表第六十二
九十八 証明規則第二条第一項第三十一号の二に掲げる無線設備	別表第六十三
九十九 証明規則第二条第一項第三十一号の三に掲げる無線設備	別表第六十三
百 証明規則第二条第一項第三十一号の四に掲げる無線設備	別表第六十三
百一 証明規則第二条第一項第三十二号に掲げる無線設備	別表第六十四
百二 証明規則第二条第一項第三十三号に掲げる無線設備	別表第六十四
百三 証明規則第二条第一項第三十三号の二に掲げる無線設備	別表第六十四
百四 証明規則第二条第一項第三十八号に掲げる無線設備	別表第六十六
百五 証明規則第二条第一項第三十九号に掲げる無線設備	別表第六十七

九十 証明規則第二条第一項第二十八号に掲げる無線設備	別表第五十六
九十一 証明規則第二条第一項第二十八号の二に掲げる無線設備	別表第五十七 別表第七十九
九十二 証明規則第二条第一項第二十八号の三に掲げる無線設備	別表第五十八
九十三 証明規則第二条第一項第二十九号に掲げる無線設備	別表第五十九
九十四 証明規則第二条第一項第三十号に掲げる無線設備	別表第六十
九十五 証明規則第二条第一項第三十号の二に掲げる無線設備	別表第六十一
九十六 証明規則第二条第一項第三十一号に掲げる無線設備	別表第六十二
九十七 証明規則第二条第一項第三十一号の二に掲げる無線設備	別表第六十三
九十八 証明規則第二条第一項第三十一号の三に掲げる無線設備	別表第六十三
九十九 証明規則第二条第一項第三十一号の四に掲げる無線設備	別表第六十三
百 証明規則第二条第一項第三十二号に掲げる無線設備	別表第六十四
百一 証明規則第二条第一項第三十三号に掲げる無線設備	別表第六十四
百二 証明規則第二条第一項第三十三号の二に掲げる無線設備	別表第六十四
百三 証明規則第二条第一項第三十八号に掲げる無線設備	別表第六十六
百四 証明規則第二条第一項第三十九号に掲げる無線設備	別表第六十七

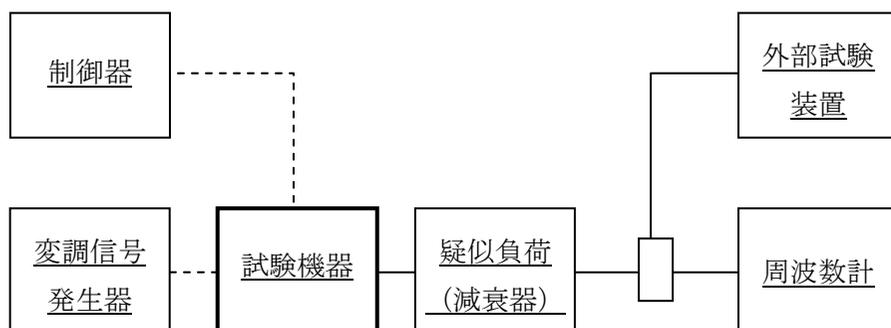
百六 無線設備	証明規則第二条第一項第四十号に掲げる無線	別表第六十七
百七 線設備	証明規則第二条第一項第四十一号に掲げる無	別表第六十八
百八 線設備	証明規則第二条第一項第四十二号に掲げる無	別表第六十八
百九 線設備	証明規則第二条第一項第四十三号に掲げる無	別表第六十八
百十 線設備	証明規則第二条第一項第四十四号に掲げる無	別表第六十八
百十一 無線設備	証明規則第二条第一項第四十五号に掲げる	別表第六十八
百十二 無線設備	証明規則第二条第一項第四十六号に掲げる	別表第六十九
百十三 無線設備	証明規則第二条第一項第四十七号に掲げる	別表第七十
百十四 無線設備	証明規則第二条第一項第四十七号の二に掲	別表第八十三
百十五 無線設備	証明規則第二条第一項第四十八号に掲げる	別表第七十一
百十六 無線設備	証明規則第二条第一項第四十九号に掲げる	別表第七十二
百十七 無線設備	証明規則第二条第一項第五十一号に掲げる	別表第七十三
百十八 無線設備	証明規則第二条第一項第五十三号に掲げる	別表第七十四
百十九 無線設備	証明規則第二条第一項第五十四号に掲げる	別表第七十五
百二十 無線設備	証明規則第二条第一項第五十七号に掲げる	別表第七十六

百五 設備	証明規則第二条第一項第四十号に掲げる無線	別表第六十七
百六 線設備	証明規則第二条第一項第四十一号に掲げる無	別表第六十八
百七 線設備	証明規則第二条第一項第四十二号に掲げる無	別表第六十八
百八 線設備	証明規則第二条第一項第四十三号に掲げる無	別表第六十八
百九 線設備	証明規則第二条第一項第四十四号に掲げる無	別表第六十八
百十 線設備	証明規則第二条第一項第四十五号に掲げる無	別表第六十八
百十一 無線設備	証明規則第二条第一項第四十六号に掲げる	別表第六十九
百十二 無線設備	証明規則第二条第一項第四十七号に掲げる	別表第七十
百十三 無線設備	証明規則第二条第一項第四十七号の二に掲	別表第八十三
百十四 無線設備	証明規則第二条第一項第四十八号に掲げる	別表第七十一
百十五 無線設備	証明規則第二条第一項第四十九号に掲げる	別表第七十二
百十六 無線設備	証明規則第二条第一項第五十一号に掲げる	別表第七十三
百十七 無線設備	証明規則第二条第一項第五十三号に掲げる	別表第七十四
百十八 無線設備	証明規則第二条第一項第五十四号に掲げる	別表第七十五
百十九 無線設備	証明規則第二条第一項第五十七号に掲げる	別表第七十六

百二十一 証明規則第2条第1項第五十八号に掲げる無線設備	別表第七十七	百二十 証明規則第2条第1項第五十八号に掲げる無線設備	別表第七十七
百二十二 証明規則第2条第1項第五十九号に掲げる無線設備	別表第七十八	百二十一 証明規則第2条第1項第五十九号に掲げる無線設備	別表第七十八
百二十三 証明規則第2条第1項第六十号に掲げる無線設備	別表第七十八	百二十二 証明規則第2条第1項第六十号に掲げる無線設備	別表第七十八
百二十四 証明規則第2条第1項第六十一号に掲げる無線設備	別表第八十四	百二十三 証明規則第2条第1項第六十一号に掲げる無線設備	別表第八十四
百二十五 証明規則第2条第1項第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四	百二十四 証明規則第2条第1項第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四
2 (略)		2 (同上)	
3 前項の届出があつた場合、総務大臣は当該登録証明機関名及び当該試験方法をインターネットの利用その他の方法により公表する。			
別表第一～別表第十七 (略)		別表第一～別表第十七 (同左)	
別表第十八 証明規則第2条第1項第4号の5及び第4号の6に掲げる無線設備の試験方法 (略)		別表第十八 証明規則第2条第1項第4号の5及び6に掲げる無線設備の試験方法 (略)	
別表第十九～別表第二十四 (略)		別表第十九～別表第二十四 (同左)	
別表第二十五 削除		別表第二十五 (略)	
別表第二十六 削除		別表第二十六 (略)	
別表第二十七 削除		別表第二十七 (略)	
別表第二十八 削除		別表第二十八 (略)	
別表第二十九 証明規則第2条第1項第11号の3及び第11号の7に掲げる無線設備の試験方法		別表第二十九 証明規則第2条第1項第11号の3及び第11号の7に掲げる無線設備の試験方法	
一 (略)		一 (同左)	

二 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 周波数計としては、理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置を使用する。

(2) 周波数計の周波数分解能は、設備規則の規定値より10倍以上高い値とする。

3 試験機器の状態

(1) 外部試験装置より試験信号を加える。

(2) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

4 測定操作手順

試験機器の周波数を、安定した状態で1回測定する。

5 試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で+又は-の符号を付けて記載する。

6 その他の条件

外部試験装置の基準周波数が、試験機器の周波数に影響させない。

三 振動試験

1 測定系統図

二 振動試験

別表第二十七の二の項に同じ。この場合において、振動条件については、同項のほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2/\text{s}^3$
20Hz を超え 500Hz まで	-3dB/Octave

三 温湿度試験

別表第二十七の三の項に同じ。



2 試験機器の状態

- (1) 振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。
- (2) 振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う。この場合において、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

- (1) 試験機器を通常の使用状態と等しくするための取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。
- (2) 振動試験機により試験機器に振動を加える。この場合において、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のア及びイの条件とする。

ア 全振幅 3 mm、最低振動数（振動試験機において、毎分300回以下で設定可能な振動数）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回及び最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。

イ 全振幅 1 mm、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。

- (3) (2)の振動を加えた後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
- (4) 二の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4 その他の条件

- (1) 本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

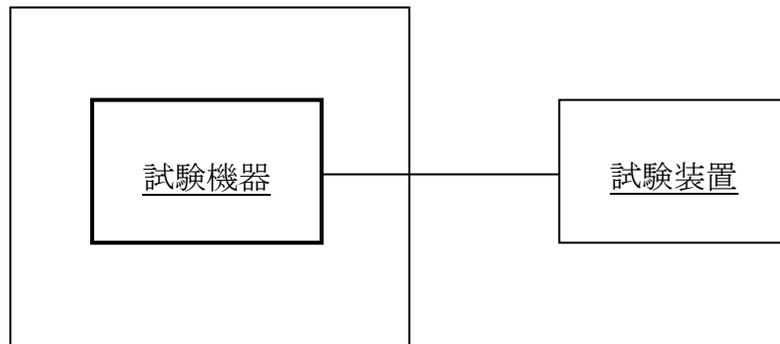
(2) 本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用されるものであり、その旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

(3) 振動条件については、上記1から3(2)までのほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2/\text{s}^3$
20Hz を超え 500Hz まで	-3dB/Octave

四 温湿度試験

1 測定系統図



温湿度試験槽 (恒温槽)

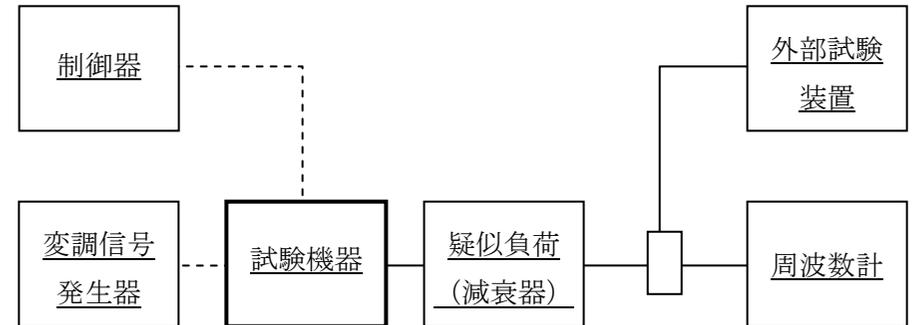
2 試験機器の状態

(1) 3(1)ア、(2)ア及び(3)アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

(2) 3(1)イ、(2)イ及び(3)イの放置時間経過後（湿度試験にあっては、常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を

四 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 周波数計としては、理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置を使用する。

(2) 周波数計の周波数分解能は、設備規則の規定値より10倍以上高い値とする。

3 試験機器の状態

行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

(1) 低温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0℃、-10℃及び-20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

(2) 高温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

(3) 湿度試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95%又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ この状態で4時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の2の電源

(1) 外部試験装置より試験信号を加える。

(2) 試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

4 測定操作手順

試験機器の周波数を測定する。

5 試験結果の記載方法

結果は、測定値を MHz 単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を Hz 単位で+又は-の符号を付けて記載する。

6 その他の条件

外部試験装置の基準周波数が、試験機器の周波数に影響することに留意する。

電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4 その他の条件

- (1) 本試験項目は工事設計認証の試験の場合のみに行う。
- (2) 常温（5℃～35℃）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。
- (3) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。
- (4) 常温常湿の範囲を超える場合であっても、3(1)から(3)までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

五～十二 (略)

別表第三十 証明規則第2条第1項第11号の4及び第11号の8に掲げる無線設備の試験方法

一 (略)

二 振動試験

別表第二十九の三の項に同じ。この場合において、振動条件については、同項のほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2/\text{s}^3$

五～十二 (同左)

別表第三十 証明規則第2条第1項第11号の4及び第11号の8に掲げる無線設備の試験方法

一 (同左)

二 振動試験

別表第二十七の二の項に同じ。この場合において、振動条件については、同項のほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2/\text{s}^3$

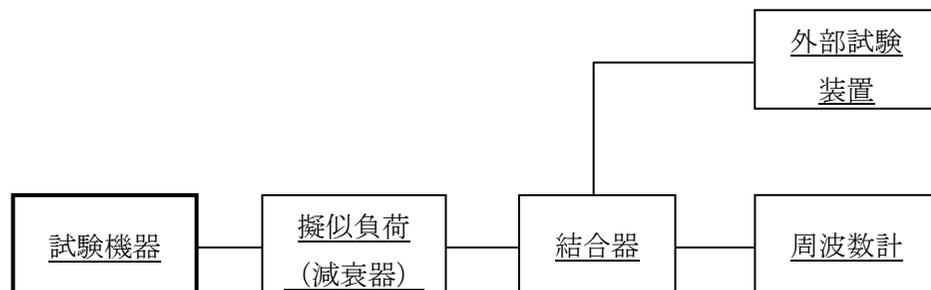
20Hz を超え 500Hz まで -3dB/Octave

三 温湿度試験

別表第二十九の四の項に同じ。

四 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 周波数計としては、波形解析器を使用する。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差 $1/10$ 以下の確度とする。

3 試験機器の状態

試験周波数に設定して、外部試験装置と回線接続して同期をとる。

4 測定操作手順

試験機器の周波数を、安定した状態で1回測定する。

5 試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、偏差をHzの単位で、+又は-の符号を付けて記載する。

五 占有周波数帯幅

1 測定系統図

20Hz を超え 500Hz まで -3dB/Octave

三 温湿度試験

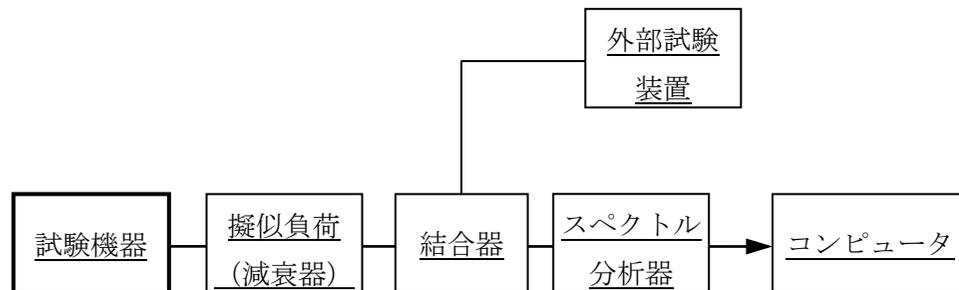
別表第二十七の三の項に同じ。

四 周波数の偏差

別表第二十七の四の項に同じ。ただし、結果は、測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、偏差をHz単位で、+又は-の符号をつけて記載する。

五 占有周波数帯幅

別表第二十七の五の項に同じ。



2 測定器の条件

(1) スペクトル分析器は以下のように設定する。

<u>中心周波数</u>	<u>試験周波数</u>
<u>掃引周波数幅</u>	<u>許容値の2～3.5倍</u>
<u>分解能帯域幅</u>	<u>許容値の2%以下</u>
<u>ビデオ帯域幅</u>	<u>分解能帯域幅と同程度</u>
<u>Y軸スケール</u>	<u>10dB/Div</u>
<u>入力レベル</u>	<u>搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと</u>
<u>データ点数</u>	<u>400点以上</u>
<u>掃引時間</u>	<u>測定精度が保証される最小時間</u>
<u>掃引モード</u>	<u>単掃引</u>
<u>検波モード</u>	<u>ポジティブピーク</u>

(2) スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定し、外部試験装置と回線接続する。

(2) 変調状態は、通常の使用状態において占有周波数帯幅が最も大きくなるような状態とする。

(3) 外部試験装置により最大電力に設定する。

4 測定操作手順

(1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(2) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

- (3) 全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶する。
- (4) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。
- (5) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

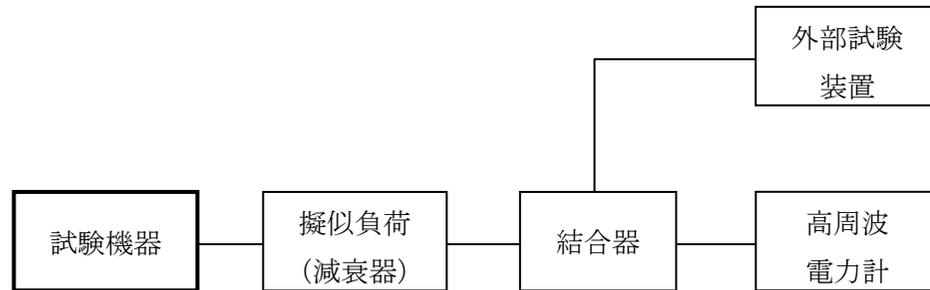
5 試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で表示する。

六 (略)

七 空中線電力の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 高周波電力計の型式は、通常、熱電対若しくはサーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。
- (2) 減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3 試験機器の状態

六 (同左)

七 空中線電力の偏差

別表第二十七の七の項に同じ。ただし、変調状態は任意とする。

- (1) 試験周波数に設定し、外部試験装置と回線接続する。
- (2) 外部試験装置により最大電力に設定する。

4 測定操作手順

- (1) 高周波電力計の零点調整を行う。
- (2) 送信する。
- (3) 平均高周波電力計で測定する。

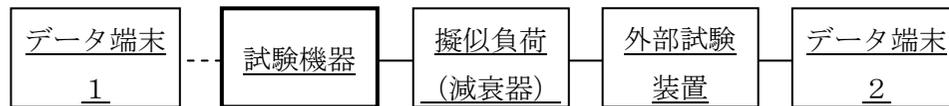
5 試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される）の空中線電力に対する偏差を百分率単位で+又は-の符号を付けて記載する。

八 （略）

九 送信速度

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 外部試験装置は試験機器と回線接続ができるものとする。
- (2) データ端末は試験機器又は外部試験装置にデータの送信及び受信ができるものとする。

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、外部試験装置と回線接続して送信する。
- (2) 通常の使用状態とし、データ伝送速度は試験機器に設定可能な最大の値とする。

4 測定操作手順

- (1) データ端末1からデータを送信してデータ端末2で受信し、データ伝送速度を確認する。

八 （同左）

九 送信速度

別表第二十七の九の項に同じ。ただし、証明規則第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備の場合は、データ伝送速度を変化させ、それぞれの値を確認することとする。

(2) 2 (1)の条件が満たされない場合は、書面により確認する。

5 試験結果の記載方法

(1) 回線接続の確認した場合は、データ伝送速度をbit/s 単位で記載する。

(2) 書面により確認した場合は、「良 (又は否)」で記載する

6 その他

証明規則第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備の場合は、データ伝送速度を変化させ、それぞれの値を確認する。

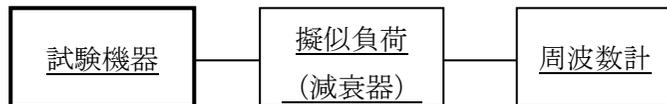
十～十三 (略)

別表第三十一 証明規則第2条第1項第11号の5、第11号の6の2、第11号の6の4、第11号の9、第11号の10の2及び第11号の10の4に掲げる無線設備の試験方法

一 (略)

二 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 周波数計としては、カウンタ、スペクトル分析器又は波形解析器を使用する。

(2) 周波数計の測定確度は、規定の許容差より10倍以上高い値とする。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定する。

(2) カウンタ又はスペクトル分析器で測定する場合は、拡散停止

十～十三 (同左)

別表第三十一 証明規則第2条第1項第11号の5、第11号の6の2、第11号の9及び第11号の10の2に掲げる無線設備の試験方法

一 (同左)

二 温湿度試験

別表第二十八第一の二の項に同じ。

、無変調の状態で送信する。波形解析器で測定する場合は、変調された信号を一定の平均電力で連続的に送信する。

4 測定操作手順

(1) 試験機器の周波数を測定する。

(2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 試験結果の記載方法

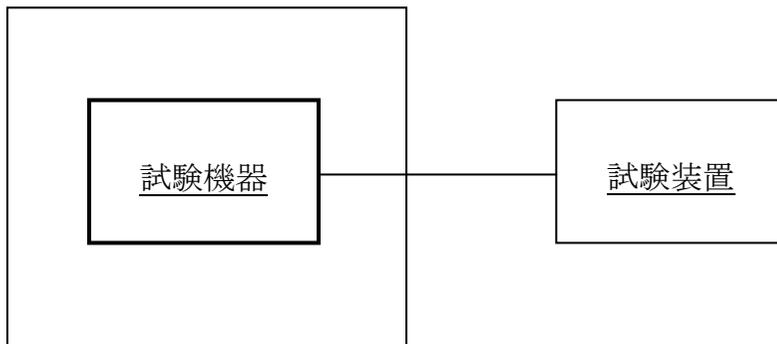
結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、偏差をHz単位で、+又は-の符号を付けて記載し、併せて割当周波数に対する許容偏差をHz単位で記載する。

6 その他

テストベンチで試験する場合は、テストベンチの基準周波数発振器等の偏差も含めて測定しているので補正する。

三 温湿度試験

1 測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

2 試験機器の状態

(1) 3 (1) ア、(2) ア及び(3) アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

三 周波数の偏差

別表第二十八第一の三の項に同じ。ただし、結果は、測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、偏差をHz単位で、+又は-の符号をつけて記載することとし、あわせて割当周波数に対する許容偏差をHz単位で記載することとする。

(2) 3 (1)イ、(2)イ及び(3)イの放置時間経過後（湿度試験にあつては、常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

(1) 低温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0℃、-10℃及び-20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

(2) 高温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

(3) 湿度試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95%又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ この状態で4時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4 その他

(1) 本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

(2) 常温（5℃～35℃）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されているも場合には本試験項目は行わない。

(3) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

(4) 常温、常湿の範囲を超える場合であっても、3(1)から(3)までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

四 占有周波数帯幅

1 測定系統図



2 測定器の条件

(1) スペクトル分析器は以下のように設定する。

<u>中心周波数</u>	<u>搬送波周波数</u>
<u>掃引周波数幅</u>	<u>許容値の2～3.5倍</u>
<u>分解能帯域幅</u>	<u>許容値の1%以下</u>
<u>ビデオ帯域幅</u>	<u>分解能帯域幅と3倍程度</u>
<u>Y軸スケール</u>	<u>10dB/Div</u>

四 占有周波数帯幅

別表第二十八第一の四の項に同じ。ただし、試験機器は、試験周波数に設定して拡散された連続送信状態とし、最大の占有周波数帯幅となるチャンネルの組合せ及び数で変調をさせ、最大出力状態となるように設定する。

<u>入力レベル</u>	<u>搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと</u>
<u>データ点数</u>	<u>400点以上</u>
<u>掃引時間</u>	<u>測定精度が保証される最小時間</u>
<u>掃引モード</u>	<u>単掃引</u>
<u>検波モード</u>	<u>ポジティブピーク</u>

(2) スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定する。

(2) 試験機器は、試験周波数に設定して拡散された連続送信状態とし、最大の占有周波数帯幅となるチャンネルの組合せ及び数で変調をさせ、最大出力状態となるように設定する。

(3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに最大電力状態及び最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4 測定操作手順

(1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(2) 全データについて、dB値を真数値に変換する。

(3) 全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶する。

(4) 最低周波数のデータから順次上の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

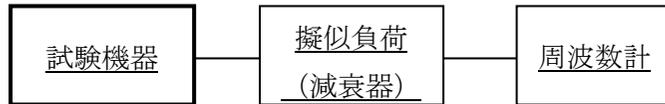
(5) 最高周波数のデータから順次下の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

5 試験結果の記載方法 占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求めMHz単位で記載する。

五～七 (略)

八 空中線電力の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 高周波電力計の型式は、通常、熱電対あるいは、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。
- (2) 減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作を与える値とする。

3 試験機器の状態

- (1) 試験機器は、試験周波数に設定して連続送信状態とし、最大出力状態となるチャンネルの組合せ及び数で変調をかけることとする。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) 高周波電力計の零点調整を行う。
- (2) 送信する。
- (3) 平均高周波電力計で測定する。

5 試験結果の記載方法

- (1) 結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される。）の空中線電力に対する偏差を%単位で+または-の符号をつけて表示する。
- (2) 送信空中線の絶対利得の上限が等価等方輻射電力で規定される無線設備の場合は、送信空中線の絶対利得も併せて表示する。

。

五～七 (同左)

八 空中線電力の偏差

別表第二十八第一の六の項に同じ。ただし、試験機器は、試験周波数に設定して連続送信状態とし、最大出力状態となるチャンネルの組合せ及び数で変調をかけることとする。

(3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して総和を表示するほか、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

(4) (3)において、空間多重方式を用いるものにあつては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに表示する。

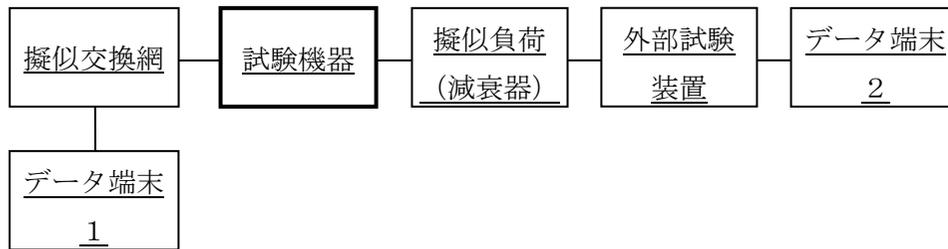
(5) (2)において、複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの送信空中線の絶対利得を表示する。

6 その他

測定点は、送受信装置の出力端からアンテナ給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。

九 送信速度

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 外部試験装置は、試験機器と回線接続ができるものとする。

(2) データ端末は、試験機器又は外部試験装置にデータの送信及び受信ができるものとする。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定して、送信する。

(2) 通常の使用状態とし、データ伝送速度は試験機器に設定可能

九 送信速度

別表第二十八第一の七の項に同じ。

な最大の値とする。

4 測定操作手順

- (1) データ端末1からデータを送信してデータ端末2で受信し、データ伝送速度を確認する。
- (2) 2の条件が満たされない場合は、書面により確認する。

5 試験結果の記載方法

- (1) 回線接続により確認した場合は、データ伝送速度をbit/s単位で記載する。
- (2) 書面により確認した場合は、「良（又は否）」で記載する。

十及び十一 (略)

別表第三十二 証明規則第2条第1項第11号の6、第11号の6の3、第11号の10及び第11号の10の3に掲げる無線設備の試験方法

一 (略)

二 温湿度試験

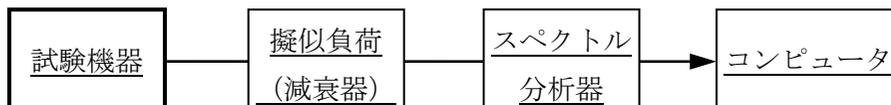
別表第三十一の三の項に同じ。

三 周波数の偏差

別表第三十一の二の項に同じ。ただし、波形解析器で測定する場合は、任意の変調状態に設定して送信する。

四 占有周波数帯幅

1 測定系統図



十及び十一 (同左)

別表第三十二 証明規則第2条第1項第11号の6、第11号の6の3、第11号の10及び第11号の10の3に掲げる無線設備の試験方法
第一 基地局等の無線設備（第二及び第三に定めのある無線設備を除く

。）

一 (同左)

二 温湿度試験

別表第二十八第一の二の項に同じ。

三 周波数の偏差

別表第二十八第一の三の項に同じ。ただし、波形解析器で測定する場合は、任意の変調状態に設定して送信する。

四 占有周波数帯幅

別表第二十八第二の四の項に同じ。ただし、試験機器は、通常の使用状態において占有周波数帯幅が最も大きくなるような変調状態とする。

2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器は、次のように設定する。

<u>中心周波数</u>	<u>試験周波数</u>
<u>掃引周波数幅</u>	<u>許容値の2倍から3.5倍程度まで</u>
<u>分解能帯域幅</u>	<u>許容値の約2%</u>
<u>ビデオ帯域幅</u>	<u>分解能帯域幅と同程度</u>
<u>Y軸スケール</u>	<u>10dB/Div</u>
<u>入力レベル</u>	<u>搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より50dB以上高いこと</u>
<u>データ点数</u>	<u>400点以上</u>
<u>掃引時間</u>	<u>測定精度が保証される最小時間</u>
<u>掃引モード</u>	<u>単掃引</u>
<u>検波モード</u>	<u>ポジティブピーク</u>

(2) スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定する。

(2) 変調状態は、通常の使用状態において占有周波数帯幅が最も大きくなるような状態とする。

(3) 最大電力に設定する。

4 測定操作手順

(1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(2) 全データについて、dBm 値を真数値に変換する。

(3) 全データの電力総和を求め、「全電力」値として記憶させる。

(4) 最低周波数のデータから順次上の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

(5) 最高周波数のデータから順次下の周波数における電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

(6) 下り方向と上り方向の各々測定する。

5 試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz 単位で記載する。

五～七 (略)

八 送信速度

別表第三十一の九の項に同じ。ただし、証明規則第2条第11号の10に掲げる無線設備の場合は、データ伝送速度を変化させて、それぞれの値を確認する。

九 (略)

別表第三十三 証明規則第2条第1項第11号の11に掲げる無線設備の試験方法

一 (略)

二 振動試験

別表第二十九の三の項に同じ。この場合において、振動条件については、同項のほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral
-----	-----------------------------

五～七 (同左)

八 送信速度

別表第二十八第一の七の項に同じ。ただし、証明規則第2条第11号の10に掲げる無線設備の場合は、データ伝送速度を変化させて、それぞれの値を確認することとする。

九 (同左)

第二 (略)

第三 (略)

別表第三十三 証明規則第2条第1項第11号の11に掲げる無線設備の試験方法

一 (同左)

二 振動試験

別表第二十七の二の項に同じ。この場合において、振動条件については、同項のほか、次のランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行うことができる。

周波数	ASD (Acceleration Spectral
-----	-----------------------------

	Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2 / \text{s}^3$
20Hz を超え 500Hz まで	-3dB/Octave

三 温湿度試験

別表第二十九の四の項に同じ。

四～十二 (略)

別表第三十四 証明規則第 2 条第 1 項第11号の13に掲げる無線設備の試験方法

一 (略)

二 温湿度試験

別表第三十一の三の項に同じ。

三 (略)

四 占有周波数帯幅

別表第三十一の四の項に同じ。この場合において、試験機器の状態及びその他の条件については、次のとおりとする。

1 及び 2 (略)

五～十一 (略)

別表第三十五～別表第四十三 (略)

別表第四十四 証明規則第 2 条第 1 項第19号の 2 及び第19号の 2 の 3に掲げる無線設備の試験方法

	Density) ランダム振動
5Hz から 20Hz まで	$0.96\text{m}^2 / \text{s}^3$
20Hz を超え 500Hz まで	-3dB/Octave

三 温湿度試験

別表第二十七の三の項に同じ。

四～十二 (同左)

別表第三十四 証明規則第 2 条第 1 項第11号の13に掲げる無線設備の試験方法

一 (同左)

二 温湿度試験

別表第二十八第一の二の項に同じ。

三 (同左)

四 占有周波数帯幅

別表第二十八第一の四の項に同じ。この場合において、試験機器の状態及びその他の条件については、次のとおりとする。

1 及び 2 (同左)

五～十一 (同左)

別表第三十五～別表第四十三 (同左)

別表第四十四 証明規則第 2 条第 1 項第19号の 2 及び2 の 3に掲げる無線設備の試験方法

(略)

別表第四十五～別表第八十四 (略)

別表第八十五 **【別添1】**

別表第八十六 **【別添2】**

別表第八十七 **【別添3】**

(同左)

別表第四十五～別表第八十四 (同左)